

# 長岡地域合併協議会だより

## 第3号

発行：長岡地域合併協議会 編集：長岡地域合併協議会事務局

### 第3回合併協議会開催 「長岡方式の地域自治」を提案



4月13日に、長岡市の長岡グランドホテルにおいて、第3回長岡地域合併協議会（以下 協議会 という。）を開催しました。まず、報告事項として、県及び町村の人事異動などに伴う委員等の変更について報告を行い、続いて規程の一部改正、第1回新市建設計画策定小委員会の内容の報告を行いました。協議事項では、農業委員会の委員の特例などの協定項目について、意見交換を行いました。地域自治の取扱いについては、素案についての意見交換を行い、意見を集約して次回以降にまとめて行くこととしました。

#### 報告事項

##### 報告第10号 長岡地域合併協議会委員等の変更

4月1日付けの県及び町村の人事異動に伴い、委員等の変更がありました。

- 協議会委員 岡田伸夫
- 新市建設計画策定小委員会委員 (新潟県総合政策部市町村合併支援課長) 阿部誠一
- 幹事 (新潟県長岡地域振興局長) 青河内和
- 幹事 (長岡市企画課長) 青木 隼
- 幹事 (長岡市企画課長) 山古志村 隆
- 副委員長 二澤 和夫 (長岡市助役)

##### 報告第11号 長岡地域合併協議会幹事会規程の一部改正

##### 報告第12号 長岡地域合併協議会委員等の報償費及び費用弁償に関する規程の一部改正

##### 報告第13号 第1回新市建設計画策定小委員会

3月29日に、第1回新市建設計画策定小委員会を開催し、委員長等の選出を行いました。

詳しくは、協議会ホームページ、または最寄りの市役所・役場の合併担当窓口にある資料をご覧ください。

#### 第3回長岡地域合併協議会の内容

##### 報告事項

報告第10号：長岡地域合併協議会委員等の変更  
報告第11号：長岡地域合併協議会幹事会規程の一部改正  
報告第12号：長岡地域合併協議会委員等の報償費及び費用弁償に関する規程の一部改正  
報告第13号：第1回新市建設計画策定小委員会

##### 協議事項

議案第23号：農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い  
議案第24号：地方税の取扱い  
議案第25号：一般職の職員の身分の取扱い  
議案第26号：組織機構及び支所の取扱い  
議案第27号：慣行の取扱い  
議案第28号：地域自治の取扱い  
議案第29号：各種事務事業の取扱い（その2）

#### ○学校教育分科会

各種事務事業	分類	調整方針
1 私立幼稚園奨励費補助金	合併後に統一	長岡市の制度に統一する。ただし、合併年度は現行どおりとする。
2 私立幼稚園運営費等補助金	"	"
3 私立幼稚園障害児教育費補助金	"	"
4 私立幼稚園施設整備費補助金	"	"
5 預かり保育推進事業費補助金	"	"
6 幼児教育研修会	"	長岡市の制度を基に統一する。ただし、合併年度は現行どおりとする。
7 中学生数理系セミナー	"	長岡市の制度に統一する。ただし、合併年度は現行どおりとする。
8 オープンスクール	"	"
9 愛・夢・パワー 子どもかがやき塾支援事業	"	"
10 体育系指導者研修会	"	長岡市の制度を基に統一する。ただし、合併年度とそれに続く2か年度は現行どおりとする。
11 イングリッシュ・数学アカデミー	"	"
12 人材教育推進	"	長岡市の制度を基に統一する。ただし、合併年度とそれに続く3か年度から5か年度は現行どおりとする。
13 長岡学アカデミー	"	"
14 英語教育推進事業	"	新基準を創設し統一する。ただし、合併年度とそれに続く3か年度から5か年度は現行どおりとする。
15 バス利用校外学習	"	新基準を創設し統一する。ただし、合併年度とそれに続く2か年度は現行どおりとする。
16 各種大会等出場者助成金	"	"
17 体験学習推進事業	合併後に廃止	公費負担による事業としては廃止する。ただし、合併年度は現行どおりとする。なお、廃止後は他の体験学習事業と同様に保護者負担による実施とする。
18 修学旅行付添看護師派遣事業	合併後に統一	長岡市の制度に統一する。ただし、合併年度は現行どおりとする。
19 児童・生徒健康診断事業	"	長岡市の制度を基に統一する。ただし、合併年度とそれに続く2か年度は現行どおりとする。
20 教職員健康診断事業	"	"
21 歯科保健教育推進事業補助金	"	新基準を創設し統一する。ただし、合併年度とそれに続く2か年度は現行どおりとする。
22 学校給食用食器入替	"	長岡市の制度を基に統一する。ただし、合併年度とそれに続く翌年度は現行どおりとする。
23 学校給食施設設備整備事業	"	新基準を創設し統一する。ただし、合併年度とそれに続く翌年度は現行どおりとする。
24 学校調理職員の配置基準等	"	新基準を創設し統一する。ただし、学校給食管理運営の方法が決定されるまで現行どおりとする。
25 学校給食管理運営事業	当分の間現行どおり(一部合併後に統一)	・運営方式については、当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整する。 ・安全衛生検査と消耗品配当は、長岡市の制度を基に統一する。ただし、合併年度とそれに続く翌年度は現行どおりとする。 ・その他は、長岡市の制度に統一する。ただし、合併年度は現行どおりとする。
26 学校給食調理業務民間委託事業	当分の間現行どおり	当分の間現行どおりとし、期間をかけて長岡市の制度を基に新基準を創設する。
27 学校給食配送事業	現行どおり	現行どおりとする。
28 就学援助・奨励費補助事業	合併後に統一	長岡市の制度に統一する。ただし、合併年度は現行どおりとする。
29 遠距離通学児童・生徒の通学費助成	当分の間現行どおり	当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整する。ただし、合併年度とそれに続く5か年度程度は現行どおりとする。
30 防犯ベル配布事業	合併後に廃止	廃止する。ただし、合併年度は現行どおりとする。なお、廃止後はボランティア等による防犯対策の充実策を講ずるよう努めることとする。
31 新入学児童お祝い品贈呈	"	廃止する。ただし、合併年度は現行どおりとする。
32 障害児教育推進	合併後に統一	長岡市の制度に統一する。ただし、合併年度は現行どおりとする。
33 肢体不自由生徒在籍校の移動設備整備事業	"	"
34 特殊教育諸学校就学奨励費助成	"	"
35 特殊学級等交流啓発事業補助金	"	"
36 就学指導業務	"	新基準を創設し統一する。ただし、合併年度とそれに続く2か年度は現行どおりとする。
37 障害児教育(指導助手、介助員設置)	"	新基準を創設し統一する。ただし、合併年度とそれに続く翌年度は現行どおりとする。
38 障害児童・生徒就学負担金	現行どおり	現行どおりとする。
39 教育補助員配置事業	合併後に統一	長岡市の制度に統一する。ただし、合併年度は現行どおりとする。
40 基礎学力定着推進事業	"	長岡市の制度に統一する。ただし、合併年度とそれに続く翌年度は現行どおりとする。
41 適応指導教室(訪問相談)運営	"	"
42 教育相談	"	長岡市の制度に統一する。ただし、合併年度は現行どおりとする。
43 セーフティ・パトロール員配置事業	"	長岡市の制度を基に統一する。ただし、合併年度とそれに続く翌年度は現行どおりとする。
44 心ふれあい相談員配置事業	"	新基準を創設し統一する。ただし、合併年度とそれに続く翌年度は現行どおりとする。
45 学校不適応対策研究委員会	合併後に廃止	廃止する。ただし、合併年度は現行どおりとする。なお、廃止後は当委員会と同様の機能を有する長岡市子どもふれあいサポート事業(サポートネットワーク会議)の中で扱うものとする。
46 高等学校等入学準備金貸付金	合併後に統一	長岡市の制度に統一する。ただし、合併年度は現行どおりとする。
47 私立高等学校運営費補助	"	"
48 私立高等学校学費助成金	"	長岡市、三島町の制度に統一する。ただし、合併年度は現行どおりとする。
49 公立高校に対する助成	現行どおり	現行どおりとする。
50 学校施設整備	合併後に統一	長岡市の制度に統一する。ただし、合併年度は現行どおりとする。
51 校具等整備	"	"
52 教材整備	"	"
53 指導用消耗品	"	"
54 特殊学級教材整備	"	"
55 図書購入	"	"
56 学習情報化推進(ネットワーク関係)	"	"
57 教育用コンピュータの整備	"	"
58 学校配置備品の管理	"	"
59 理科教育等設備整備事業	"	"
60 教科書改訂等に伴う教材充実事業	"	"
61 ごみ処理対策	"	長岡市の制度を基に統一する。ただし、合併年度とそれに続く2か年度は現行どおりとする。
62 教員住宅整備事業	"	新基準を創設し統一する。ただし、合併年度とそれに続く翌年度は現行どおりとする。
63 学校管理職員の配置基準及び学校管理員業務	当分の間現行どおり	当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整する。

#### ○商工・労働分科会(続き)

各種事務事業	分類	調整方針
45 見本市・展示会助成事業	合併後に統一	長岡市の制度に統一する。ただし、合併年度は現行どおりとする。
46 テクニカルアドバイザー事業(受注相談)	"	"
47 受注促進のための情報発信事業	"	"
48 信濃川テクノポリス開発機構支援	"	長岡市の制度を基に統一する。ただし、合併年度は、現行どおりとする。
49 産業交流フェアInlにいがた	"	"
50 産業交流会館支援事業	現行どおり	現行どおりとする。
51 中小企業受注促進事業	"	"
52 長岡ものづくり基地研究会	"	"
53 産業展示室運営事業	"	"
54 オフィス・アルカディア事業の推進	"	"
55 企業誘致促進事業	"	"
56 工場土地資金融資事業	"	"
57 工場建設資金融資事業	"	"
58 賃貸型事業育成施設管理事業	"	"
59 賃貸型企業立地支援事業	"	"
60 税の免除・助成金	当分の間現行どおり	当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整する。

#### 学校教育分科会

##### 就学援助・奨励費補助事業

調整方針 長岡市の制度に統一する。ただし、合併年度は現行どおりとする。

任意合併協議会での結果と同様の調整方針です。サイバス水準の観点から、合併後に長岡市の制度(通学費も支給)に統一することとしました。

長岡市以外の5町村では、援助する経費に、従来の学用品費、通学用加わることになり、また、世帯の所得が生計保護基準の1.3倍以内に統一することとしました。

##### 遠距離通学児童・生徒の通学費助成

調整方針 当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整する。ただし、合併年度とそれに続く5か年度程度は現行どおりとする。

任意合併協議会での結果と同様の調整方針です。各市町村で制度内容に差異があること、また過去の経緯等があることから、すぐに統一ができないため、当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整することとしました。

#### 表の見方(主なもの)

合併時に統一	合併する日に制度を統一するものです。
合併後に統一	合併する日は各市町村の制度のままで、ある時期から統一するものです。各表の調整方針では、ただし書きで経過期間などを示しています。
当分の間現行どおり	しばらくは各市町村の制度のままとし、期間をかけて統一するものです。
現行どおり	それぞれの地域で実施してきた制度を、合併後もそのままの地域ごとに適用して実施するものです。
市町村の制度に統一する	現在のそれぞれの市町村の制度を、新市全域において統一して実施するものです。
市町村の制度を基に統一する	現在のそれぞれの市町村の制度を基にして、制度を創設し、新市全域において統一して実施するものです。
合併年度は現行どおり	合併日は決まっていますが、16年度末までに合併することは確認されています。合併年度の期間は、合併日からその年度末までとなります。
(星マーク)	任意合併協議会での各種事務事業で方針を示した項目です。

### 協議会を傍聴しませんか?

#### 第4回 長岡地域合併協議会

とき 5月7日(金) 午後4時から  
ところ 長岡グランドホテル (長岡市東坂之上町1丁目)

受付 午後3時30分から

傍聴席は会場の都合上50席程度です。原則として、どなたでも傍聴できますが、座席は先着順とし、満席の場合は入場をお断りすることがありますので、あらかじめご容赦ください。なお、事前予約は不要です。当日会場に直接お越しになってください。

#### 長岡地域合併協議会事務局

長岡市幸町2-1-1 長岡市役所内  
電話 39-2260・39-2227(直通)  
FAX 39-2254  
ホームページアドレス http://www.nagaoka-gappei.jp  
Eメールアドレス office@nagaoka-gappei.jp

協議事項

議案第23号

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い  
次のとおり承認されました。

- 1 編入される町村の農業委員会は、長岡市の農業委員会に統合するものとする。
2 農業委員会の委員の定数及び任期については、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項及び第2項の規定を適用し、次のとおりとする。
(1) 編入される町村の農業委員会の選挙による委員のうち、40人に限り引き続き長岡市の農業委員会の選挙による委員として在任するものとする。
この場合において、長岡市の農業委員会の選挙による委員として在任する者は、編入される町村の農業委員会の選挙による委員の互選により定めることとする。
(2) 任期は、長岡市の農業委員会の委員の残任期間とする。
3 合併後最初に行われる一般選挙からは、農業委員会の選挙による委員の定数を40人とする。また、農業委員会の区域を分け選挙区を設けるものとし、中之島町、越路町、三島町及び小国町は、現在の行政区画を区域とする選挙区を、長岡市と山古志村は2市村を合わせた区域に3選挙区を設置するものとする。

現在6市町村の選挙による農業委員の合計は90人ですが、合併時68人(長岡市28人+5町村40人)と限定してスタートします。(任期は平成17年7月19日まで)議会議員の特例に当てはめるなら、定数特例と同じ取扱いになります。

議案第24号

地方税の取扱い  
次のとおり承認されました。

- 長岡市の制度に統一する。
ただし、法人市町村民税の法人税割、固定資産税の納期及び中之島町の都市計画税については次のとおりとする。
1 法人市町村民税の法人税割
合併年度及びそれに続く3か年度に限り、市町村の合併の特例に関する法律第10条第1項の規定により、不均一の課税をする。なお、この場合、合併年度及びそれに続く3か年度は現行どおりとする。

固定資産税の納期

合併年度は現行どおりとし、その翌年度から中之島町及び山古志村の制度に統一する。

中之島町の都市計画税
合併年度及びそれに続く5か年度に限り、市町村の合併の特例に関する法律第10条第1項の規定により、不均一の課税をする。なお、この場合、合併年度は現行どおりとし、それに続く5か年度は段階的に調整した税率とする。

Table with 2 columns: Tax Type, Rate. Includes sections for '法人市町村民税の法人税割' and '中之島町の都市計画税' with specific rates for various years.

この調整方針は、任意合併協議会での結果を踏まえ、より具体的に示したものです。

議案第26号

組織機構及び支所の取扱い  
次のとおり承認されました。

- 1 現在の長岡市役所を本庁とし、町村役場をその行政区域を所管する支所とする。
2 新市の組織機構の整備については、次の事項を基本として整備する。
(1) 住民サービスの低下をきたさないこと。
(2) 既存庁舎等を活用すること。
(3) 市のメリッとを發揮できること。
(4) 新しい時代に適切・弾力的・効率的に対応できる柔軟なものであること。
(5) 住民の声を的確に反映すること。
(6) 住民が利用しやすく、分かりやすいこと。
(7) 指揮命令系統、責任の所在が明確であること。
(8) 地域の特性を生かし、地域振興に対応できること。
3 組織機構は、段階的に再編、見直しを行うものとする。
4 各行政委員会の取扱いは、各関係法令に基づき整備する。
5 附属機関等は、原則として合併時に統合するものとする。

組織機構の基本方針を示したものです。支所機能については、地域自治の取扱い、で具体的なものを決めています。

議案第27号

慣行の取扱い  
次のとおり承認されました。

- 1 市章及び市旗
長岡市の制度に統一する。
2 市民憲章及び宣言
長岡市の制度に統一する。
ただし、現行の各町の憲章及び宣言は、地域の憲章及び宣言として継承し、新市の市民憲章については、合併後に検討する。
3 市の花及び木
長岡市の制度に統一する。
ただし、現行の各町村の花及び木は、地域の花及び木として継承していく。

4 市の歌

当面は、長岡市の制度を引き継ぎ、新市歌については、合併後に検討する。

5 名譽市民
長岡市の制度に統一する。
ただし、現行の名譽町民は新市の名譽市民として引き継ぐ。

議案第28号

地域自治の取扱い

今回提案したものは、任意合併協議会で決まったものに、幹事会などで議論した内容を加えたものです。今後、協議会での議論の結果をもとに、市町村長の地域自治研究会で議論しながら、より良い長岡方式の地域自治を作り上げていきます。

「長岡方式の地域自治のあり方」
長岡方式の地域自治は、市町村合併により、地域の伝統や文化が失われるのではないが、中心部だけが良くなって周辺部が取り残されてしまわないか、市役所や役場が遠くなりより不便になるのではないか、住民の声が行政に届きにくくなるのではないかと、いつい地域不安や住民の声を背景に提言されたものである。そこで合併後も行政の目が地域の隅々まで行き届くとともに、地域のことは地域で解決でき、安心して生活できる仕組みを構築しようとするものである。
地域自治組織の新たな仕組みを検討している国では、地方自治法や市町村の合併の特例に関する法律の改正及び合併に関する新たな法案を提出し、合併特別区(法人格を有する)や地域自治区(行政区タイプ)の設置ができるよう検討している。
しかし、法案では、合併特別区が担うことのできる業務は、地域の集会所・コミュニティセンターの管理や、地域振興イベント、里山・ブナ林管理などで、区長の権限が限られており、また区の設置期間も5年を限度とされている。
そこで長岡地域では、各町村で力を入れてきた特色ある事業を合併後も引き続き各支所で地域固有業務として行うこととし、地域の実情に即した地域自治を行える仕組みを採用するものである。
また、長岡方式の地域自治は、不安の解消だけでなく、地域自治で最も大切な地域住民と行政とが一体となって進めるまちづくりを構築することにも配慮するものである。

意見

地域自治は、地域の存亡に関わるほど重要である。支所機能、地域委員会に期待するものが大きい。今後、地域自治研究会でも十分審議してほしい。

地域自治の内容がまとまってこない、議員の取扱いも前に進まない状態。持ち帰って、十分時間をかけて検討したい。

- 各種事務事業の取扱いで協議された主な事業
福祉・保健・医療分科会
保育料(認可保育所保育料)
調整方針
平均保育料の水準に統一する。ただし、合併年度は現行どおりとし、それに続く2か年度において段階的に調整する。なお、所得階層区分は平成17年度から統一する。
任意合併協議会での結果と同様の調整方針です。市町村の保育料に格差があることから、急激な変化が生じないように経過措置を設けました。
乳幼児の医療費助成
調整方針
越路町、山古志村、小国町の制度に統一する。ただし、合併年度は現行どおりとする。
なお、入院時食事療養費の助成は、市町村民税非課税世帯とする。経過措置として、制度統一により、入院時食事療養費の助成が受けられなくなる人には、平成17年8月末日までの間、統一する助成内容で助成を行う。

Table with 3 columns: 各種事務事業, 分類, 調整方針. Includes items like '行政事務の電算システム' and 'ネットワーク環境'.

○福祉・保健・医療分科会

Large table with 3 columns: 各種事務事業, 分類, 調整方針. Contains detailed information for various welfare and medical services.

○商工・労働分科会

Table with 3 columns: 各種事務事業, 分類, 調整方針. Contains detailed information for various commercial and labor-related services.